

令和元年8月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和元年8月20日開会

丸亀市農業委員会

令和元年 8月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和元年 8月20日(火) 午前9時30分～午前11時30分

開催場所 丸亀市役所 本館2階第3会議室

出席委員 45人

農業委員 16人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 西山 敏彦 | 5. 本田 昌司 | 9. 久米 彰義 | 13. 村山 英臣 |
| 2. 宮武 雅毅 | 6. 鈴木 茂昌 | 10. 岩崎 道彦 | 14. 大林 伸嘉 |
| 3. 尾野 弘季 | 7. 下川 洋志 | 11. 松岡 繁 | 15. 大林 孝行 |
| 4. 石井 廣喜 | 8. 高吉 和博 | 12. 平池 收 | 16. 宮岡 里美 |

農地利用最適化推進委員 29人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 高木 千年 | 9. 河井 茂雄 | 18. 籾岡 正一 | 26. 古川 正人 |
| 2. 田村 元良 | 10. 大林 春樹 | 19. 喜來 聖則 | 27. 近藤 秀行 |
| 3. 田中 義啓 | 11. 三木 徹 | 20. 宮本 政信 | 28. 誥石 泰弘 |
| 4. 大西 亘 | 12. 寒川 弘 | 21. 津郷 憲一 | 29. 滝 壽義 |
| 5. 佐藤 勝彦 | 14. 松原 正春 | 22. 小路 敏弘 | 30. 鎌田 光男 |
| 6. 坂井 清照 | 15. 山地 正詞 | 23. 入屋 岩義 | |
| 7. 内田 久夫 | 16. 岡原 徹 | 24. 小林 繁 | |
| 8. 多田 輝美 | 17. 増田 澄 | 25. 株屋根 明 | |

欠席委員 1人

農業委員 0人

農地利用最適化推進委員 1人

13. 尾松 英二

農業委員会事務局出席者

事務局長 長法 秀樹
事務局次長 小西 裕幸
主 査 中山 弘美
主 査 岩崎 正英
副主任 山根 大雅

議事日程

農政に関する議題

1. 令和2年度 農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見について
2. その他

報告

1. 定例農家相談会の開催結果について
2. その他

土地に関する議題

- 議案第44号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第45号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第46号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第47号 農用地利用集積計画の決定について
議案第48号 農用地利用配分計画（案）の意見聴取について
議案第49号 非農地照明願について

報告

- 報告第17号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

●事務局長（長法秀樹君） 皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、総会を開会したいと思います。まずお手元に配付してあります、資料の確認をお願いします。①総会の次第（裏面に農家相談開催結果）、②農地利用の意向に関するアンケート、ホッチキス止めのもの、③農業委員会活動記録簿の訂正 が置いてあるかと思います。あと、活動記録簿の記入例として、少し大き目の二つ折りになったものの2種類をお配りしてあるかと思います。不足がありましたら、お申し出てください。よろしいでしょうか。それでは恒例ですが、活動記録簿の確認です。本日、総会の出席も、忘れずに記入してください。前総会から本日までの活動を、記入してください。または、記入されていることの確認をお願いいたします。それでは、携帯電話は電源を切るかマナーモードにしてください。ただいまから、令和元年度8月定例総会を開会いたします。会長、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 皆さん、おはようございます。今日は、8月の総会、多数の皆さんのご出席をいただきまして、ありがとうございます。今年の夏は、非常に暑い日が続きました。そういう中で、委員の皆さんには、農地パトロールをしていただきまして、本当にご苦勞様でございました。ありがとうございました。農地パトロールをしますと、稲の作付がだんだん減ってきたり、草の生えた農地が増えてきたり、そんなことも、いろいろ感じたこともあるんじゃないかなと感じます。またあとで、2、3ご報告をしていただきたいと思っております。それから、先般、善通寺のある推進委員の方とお話ししておりましたら、農地パトロールをした後、田んぼが随分きれいになったとそんな話をしておりました。なぜかと聞きましたら、パトロールの後、草の生えているところへ行くと、ここは、いつ草を刈るのか、誰が刈るのか、いろいろ話をしたら、やっぱり草を刈ってくれると、そんな話もしておりました。多分、善通寺は農地パトロールと合わせて農家の方へも訪問したのではないかと思っております。我が方は、調査も終わって、ある程度まとまった段階でそういう遊休農地予備軍のようなところへ訪問していただきまして、今後の農地の意向とか、また、草刈りの依頼とかそういうことにも取り組んでいただけたらなと思っております。秋になりますと、アンケート調査も入りますし、大変ご苦勞をおかけしますが、じゅうぶんに気をつけて、取り組んでいただきたいと思います。それでは、座って議事を進めます。

本日の出席委員は、全員の皆さん、16人にご出席をいただいておりますので、総会は成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、8番の高吉委員と9番の久米委員さんをお願いいたしま

す。それでは農政に関する議題に入ります。本日の提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは農政に関する議題ですが、1「令和2年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見について」となっています。よろしく願いいたします

●会長（松岡繁君） それでは、「令和2年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見について」を議題といたします。事務局より、説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼します。「令和2年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見について」説明いたします。この意見につきましては、委員の皆様にご提出いただきました、ご意見ご要望を基に、今回、市長及び市議会議長へ提出する、来年度予算措置の政策についての意見書を別紙のとおり、まとめて議案に同封し、送付いたしました。この案につきましては、8月13日に役員会を開きまとめたものであります。意見書につきまして、本日皆様にご承認いただきましたら、昨年より一月早く、9月末ごろに市長、市議会議長に提出する予定であります。一月早くしたのは、関係課が来年度予算を考えるに当たり、検討期間を長くとれるようにです。今回皆様からいただきました意見を4つの項目に分けまして、提案理由と改善意見、要望を記載しております。読み上げと、簡単な説明をいたします。まず、この意見の趣旨です。読み上げます。資料の1ページになります。現在わが国の農業・農村は農業従事者の高齢化や担い手不足が進行し、遊休農地の増加など土地と人の構造的な課題が深刻化しています。加えて農産物価格の低迷や近年の大型台風や豪雨など自然災害の多発・甚大化は農業者の耕作意欲を減退させる要因となっております。また、我が国の農業にとって影響の大きい環太平洋経済連携協定TPP11、日欧EPAの発行により自由貿易の急激な拡大による価格競争が見込まれ、厳しい局面を迎えております。本市農業委員会におきましては、農業委員、農地利用最適化推進員の新体制のもと、農地パトロールの強化による遊休農地の発生防止と解消を行うため、農地中間管理機構等と連携して、人と農地のマッチングを進め、また、地域での農業者意見交換会などの実施により、地域農業や農業者の現状と問題点の把握に努めてまいりました。農業・農村・農業者を取り巻く環境が年々厳しさを増していく中で、本市農業委員会といたしましても、農地の担い手への集積や遊休農地発生の防止、担い手の確保、育成に努め、将来にわたる食料の安定供給と活力ある地域社会の実現を目指していく所存です。つきましては、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により意見を提出いたしますので令和2年度予算編成において格段の配慮をお願いしますという趣旨におきまして4つの項目に分けて、要望書・意見書を考えております。まず1番です。担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化についてということで、農業従事者の高齢化や農産物価格の低迷による後継者不足等の事情により、農業の担い手不足が深刻化しております。農地の貸出につきましても、農地が狭小で不整形な形状であったり、農道の幅員が狭く大型機械の進入が困難であったりなどの理由によりまして、集落営農組織や認

定農業者などへの作業委託、農地中間管理機構への貸出依頼が困難になっている状況があります。また、相続が発生しても、相続人が近くにいなかったり、複数人いる場合など農地の集積・集約化を困難にしております。現在、耕作を続けている農家も農機具の老朽化や農地周辺の宅地化による周辺住民とのトラブルなどによりまして農業継続を断念する方も増えております。一方、担い手と言われる農業法人や認定農業者も農地の新規借入への余力が少ないのが現状で担い手への農地集積が進まない要因となっております。現在の国の政策では、大規模経営農家や集落営農組織に支援が向いておりますが、少数の大規模経営農家だけでは、地域の農業・農村を守り、維持していくことは困難であります。兼業農家を含む家族経営農家も担い手と位置づけて、地域の農業と農地を守っていく必要があります。大小の多様な経営体がうまくかみ合い、地域で農地を守っていく方法を考えなければなりません。そこで、以下の項目を要望します、ということで、まず1番です。兼業農家など小規模な家族経営農家が再生産可能となる実態支援農政の推進を行うことということで、内容的には、もう直接支払い制度が29年度で終了しまして、兼業農家や零細な家族経営農家につきましては、本当に儲けがありませんで、農業の継続が大変となっております。香川県では小規模な農家が多く、しかし、そういう農家がなければ水路や農道の管理などもできなくなります。小規模経営の農家も、経営を続けられるよう各種補助や多方面での支援をお願いするものであります。2番です。農地機構の制度見直しの内容の周知や利用の推進ということで、農地機構につきましては、5年目を迎えて、2019年2月に農地中間管理事業の法律の一部を改正する法律案が国会に提出され、手続の簡略化と機構、JA、農業委員会など地域組織が一体となって農地利用の集積・集約化を推進する体制の構築が提案されました。今後も機構の有効利用による農地の利用集積・集約化のため、制度の周知をお願いするものであります。3番です。農地の進入路の拡幅や周辺道路の舗装、小規模基盤整備などの補助率のアップ、これはもうそのままです。それから3ページに参ります。2、遊休農地の発生防止、解消について、農業後継者などの担い手不足により年々遊休農地が増加しております。シルバー人材センターなどに委託して草刈りを年に1、2回程度行っている地権者の方もいらっしゃいますけど、相続人がいなかったり、県外に住んでおられたりする方の農地は荒廃したままの状態が続いていることが多く、周辺の農地や近隣の住宅に雑草や害虫などによる悪影響を与えております。集落営農組織や認定農業者も農地の引受は、現状で精一杯のところが多く、農地中間管理機構も農地の状況、状態や周辺条件により、借り受けできない農地も多く、農地の流動化が進んでおりません。また、小區画農地の耕作放棄地も目立ってきております。このような農地の利用についても対策が必要であります。そこで、以下の項目を要望します、ということで、1番です。農地を保全し、有効利用していくため、実効性のある人・農地プランの作成を目指し、作成の目的や工程を周知することで、地域の協力のもと、計画を進めてほしいということで、人・農地プランの作成によりまして農地等担い手を明確に

して、誰に農地を集積・集約化するかを協議し、地域でどのように農地を守っていくかを定めることは緊急の課題となっております。国や県からもその計画の進め方について、ある程度の工程を示されておりますが、地域に計画の目的や工程を示すことで、地域の理解や協力のもと計画の作成を進めていただきたいという要望であります。2番です。中山間地域を主に、市内全域で遊休農地の増加が見られるが、今後の市内全体の農地利用の方向を考え、多くの農地が有効利用されるよう、人・農地プランの作成を支援いただきたい、ということで、島しょ部とか中山間地域では何年も耕作がされず、雑草・雑木が茂って、農地への再生が難しい状態の土地が増えております。また、アンケートでも10年後には農業を続けられないと思う方が6割もいらっちゃって、その方たちの農地をどうしていくかという考えも必要になってきます。これから作成していく人・農地プランにおいて、多くの農地が有効利用されるよう、市としても計画的に行っていただきたいという要望です。続きまして、3番です。小区画農地の利活用事例の紹介、これにつきましては、圃場整備が済んで大きく形状のよい農地、それから道路や水路などの条件が良い農地は集落営農組織や認定農業者などへの貸出もスムーズに行えておりますが、小規模な農地は形状が悪い、進入路が狭いなどの条件の悪い農地は、借り手も見つからず、草刈りなどを委託しても割高についております。最近はこのような農地が荒廃しているのを見かけるようになってきました。このような小規模農地の有効な利活用の事例を聞くのもであります。それから4ページになります。農業への新規参入等の促進について、ということで、新規就農の促進による担い手育成は緊急の課題でありまして、新規就農者が農業を始めやすいように、農機具や農業用施設等購入のための補助制度を拡充し、就農のための情報提供や農地機構など関係機関の利用周知を進めることにより就農のハードルを下げることが大切です。また、農家が離農しないように、後継者が定年退職を機に就農してもらえる対応が必要です。そこで、以下の項目を要望します。ということで、1番、新規就農に対する農機具・施設等取得のための助成の充実、これは新規就農者のためには、県も就農就業マニュアルというものを作成し、皆さんに配布したりしておりますが、就農支援、その中に就農支援補助などの記載もあります。しかし、農機具や栽培施設の取得について、さらに、補助や支援の拡充をお願いするものであります。2番といたしまして、定年退職者の就農支援といたしまして、定年退職して実家の農業に戻る方、それから新たに農業を始められた方がいらっしゃいますが、退職後を就農される方は、これから農業の活性化に大きな戦力となります。特に、新規に農業される方のハードルを下げるため、支援や補助の拡充をお願いするものであります。それから3番です。集落営農法人設立の積極的な支援ということで、担い手を増やすためには集落営農法人設立は有効な手段であります。毎年法人数は増えておりますが、今後、増加が懸念される遊休農地をまかなえるよう、さらに法人数が増えるために、設立過程の支援や情報提供、積極的な指導をお願いするものであります。次に、5ページです。その他といたしまして、丸亀市の農業を将来にわたり維

持・発展させていくためには、強い農業をつくるため、農業環境におけるさまざまな障害の克服や新たな試みが必要となります。そこで、以下の項目を要望します、ということが、1番です。農業は食糧生産のみならず、農村と国土を守るという観点から、助成を国、県等に要請するという一方で、農業は食料を生産・自給するという大きな役割がありますが、それだけではなくて、農地を守るということは、例えば、豪雨など、一度に川や用水に流さず、地面に浸透させて、災害の発生を抑制し、農地の荒廃による有害鳥獣被害等の増加を防止し、景観を保全するなど、多くの機能を発揮いたします。農業を守るというだけでなく、国土を守るという観点からも大規模経営の農業法人や認定農業者だけを守るのではなく、零細な家族経営農家も農業の継続が可能なように、戸別所得補償などの助成制度の復活など国や県に対し、農家や農地を守る支援の要望の継続を希望するものであります。2番です。猟友会等有害鳥獣の捕獲駆除事業を行う団体の育成支援の充実、ということで中山間地等に遊休農地が増えていることもありまして、イノシシなど有害鳥獣が山から下りてきて、周辺の農作物に被害が増えてきております。これまでも、金網の柵の設置や檻や罠による捕獲など猟友会等に対応いただいておりますが、高齢化や兼業などにより、会員数など体制の強化が難しくなっておるように思われます。増え続ける有害鳥獣への対策や猟友会などの団体へのさらなる支援や体制の強化をお願いするものであります。3番です。市民に対し、農業の大切さや必要性について理解が進むよう啓発を行う、ということで、農地の宅地化が進んでおりまして、ずっと農業を続けてきた方と、新たに転入された方などの間で農機具の騒音とか麦わらや雑草等の焼却の臭いや煙などによるトラブルも増えてきております。そのような中で、農業の大切さや必要性、さらに、農地の持つ多面的な機能について、市民の理解が進むよう啓発をお願いするものであります。最後に4番です。将来の丸亀市を担う子供たちへの食農教育の推進、ということで、これまでも、学校の授業などで食の大切さを学ぶ食育とその食を支える農業の知識・体験を含んだ食農教育の推進をいただいておりますが、今後も、さらに充実した教育を進めていただくことで、食の大切さを体感し、その食を生み出す農業について理解を深め、農業に関心を持ち、将来、農業に関わっていく人材の育成を希望するものであります。案ではあります、意見書の説明といたします。

●事務局長（長法秀樹君） すみません、少し補足をさせていただきます。今回の意見書の提出は、次長が申しましたとおり、予算要望に反映させるために、一月早く集約しておりまして、本来であれば、9月の定例総会の後、提出するところですが、9月議会中ということで、市長の日程も取れなくなりまして、議会終了後、9月の末から10月の初めに日程を調整したうえで、農業委員さんに、同席していただいて、提出したいと考えております。意見提出のためだけに来ていただくということで、大変ご足労をおかけするのですが、日程が決まりましたら、9月の議案送付のときに、日程をお知らせいたします。日程で可能な限り、出席をよろしく願いいたします

●会長（松岡繁君） 改善意見の提出案の説明が終わりました。この意見につきましては、皆さんからたくさんのご意見をいただきましたけれども、今、説明したようにまとめました。今、ご説明しましたが、ご質問とか、ご意見とかがありましたら、お聞きしたいと思います。推進委員さんも含めて、ご意見を賜りたいと思います。特にございませんか。それでは、以上のように整理をして、市長さん、議長さんへの説明にあたりまして、農業委員さんも出席をいただきますので、なおそこで、口頭で捕捉していくということにしたいと思います。

その他の議題はございますか。それでは報告事項に移ります。定例農家相談会の開催結果について、事務局から報告をお願いします。

●事務局長（長法秀樹君） それでは次第の裏面をご覧ください。前回農家相談開催結果を報告いたします。飯山市民総合センター開催分は7月29日村山会長さんで、市役所本庁開催分は8月5日西山委員さんで、綾歌市民総合センター開催分は8月13日久米委員さんで、それぞれ9時から正午まで行いました。飯山市民総合センター、綾歌市民総合センターでそれぞれ1件のご相談がございました。内容ですが、飯山開催分につきましては、所有農地の隣接農地で市道の拡幅工事が予定されておりまして、工事後に境界ぎりぎりまでコンクリート構造物ですかね、壁面が来ると、機材の進入に支障が出るおそれがあり、心配しているというものでした。拡幅工事前に隣接地の方へは建設課から説明があるはずなので、確認したところ、後日に現地説明会をするということでありました。隣接者の工事の同意も必要であるはずなので、心配となる事を建設課の担当者に伝え、機材の進入へ支障がないように、施工の方法を調整してもらうようにしてはどうかということで、了承をいただいたところです。綾歌分につきましては、現在使用されていない用水路を隣接する農道と一緒に利用するにはどうしたらよいかという問い合わせです。用水路につきましては、綾歌土地改良区に相談をしていただいて、農道として土地改良事業で施工するなど、そうしたことのご相談を、土地改良区に申し出てはということで回答しました。続きまして、次回の農家相談会の開催予定ですが、飯山市民総合センター開催分は8月27日火曜日に大林伸嘉委員さんで、市役所本庁開催分は9月5日木曜日に宮武副会長さんで、綾歌市民総合センター開催分が9月10日日火曜日岩崎委員さんで、それぞれ9時から正午までとなっております。担当の方は、「農家相談の手引」をご持参ください。よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。それでは続きまして、皆さんのお手元に農地利用の意向に関するアンケートという様式がありますので、それについて事務局から説明をお願いします。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは、お手元に農地利用の意向に関するアンケート、ホッチキスでとめた4枚ものをご用意ください。こちらは先月、会長あいさつのなかで、香川の農地利用最適化推進の一斉強化運動についての決議があったということでお話ししています。その活動の一環として、利

用意向調査を全戸訪問して、そのアンケートを集約するということが運動として決議されております。そのとき、10月以降なるべく早い時期から開始してほしいということで、資料も簡単なものを大会の集約したものを先月の総会資料の中につけておきました。アンケートの様式とスケジュールを簡単に綴じて、資料として配布しております。最初は、実際にアンケートとしては、最初の3枚がアンケートになります。内容といたしましては、訪問される農業委員さんのお名前を書いていただくのと農地を経営する方、耕作者を書いていただく。それと主たる経営者以外に通常は世帯主だと思いますが、それ以外で一緒に農業されてる方の年齢等をお聞きするようになっております。また、後継者がいるかないか、その内容ですね、あと3番で今後の農地利用をどう考えていくかということで、拡大、現状維持、縮小を選択していただく。今後、自分が経営している農地をどうするかということアンケートでまとめて、最終的には、この集約結果を地図の中に落とし、一筆ごとに、あと何年耕作できるかという地図の作成を行います。その地図を基に各地区、集落等で徹底した話し合い、今後の農地をどうしていくか、地域内の農地をどうするかという話し合いをしていくための材料、地図を見ながら、どうしていくかというような話し合いをしていく、最初の取り組みとなります。これが4枚目に書いてあります、工程表になるのですが、地域で徹底的な話し合いをして、作成するのが、人・農地プランと呼ばれるもので、集落の農地をどうしていくか、誰が、今後、耕作していくかということをもとめるものです。工程表が一応、今後、農政部局農林水産課が作成いたしますけれども、そちらと協議しながら工程表をつくった上で進めていく必要があります。まず①がこのアンケートの実施になります。すべての工程の最初がアンケートですので、今は考えているアンケートの開始時期としては、11月の総会で調査票をお渡しして、12月1日に開始を目途として準備をしております。一番大変なのが3枚目のページ番号順になっておりますけれども、耕作者調査票というのが、その方が耕作してる農地の一覧表が出てくる様式を今から作成いたします。それに多い人だと法人だと100筆以上とか、そういう数が出てくるんですが、その筆につままして耕作年数を書き込んでいただくようになるのですが、この調査票の取りまとめに少し日数を要するので、今の予定としては、それぐらいのスケジュールを考えております。12月からできれば年度内にそれぞれ戸別訪問をしていただいてそれを農林水産課で地図化する。それを基に、地区での話し合いを開催していただく。その中に農業委員さん、推進委員さんが積極的に関わっていただいて、取りまとめに協力をいただきたいと考えております。また、その都度、説明いたしますが、今、現在としては、ほぼこういう様式で、取りまとめをお願いするというので資料の配布をしております。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。詳しくは11月の総会で説明するというのでして、今回はその予告編のようなものとして、ご理解ください。何かご質問がありましたら、お願いします。

●事務局長（長法秀樹君） 今の予定ではこの黒枠の中に記入いただくだけでいいように、それ以外のとこ

ろについてはすべて打ち出したものをお渡しする予定で考えております。

●会長（松岡繁君） 耕作予定年数、農地の形状を聞き取っていただくということで、地目、面積は全部電算の方で打ち出して作っておきます。何筆あっても、大体よく似たもので、そう時間はかからないのじゃないかな、という気はいたします。なお調査に行くところは所有者じゃなくて、いま耕作している方の所へ調査に行きます。平均的には一委員さん当たり60件から70件ぐらいということです。先の説明がありますので、読んでいただいて、分からないところがありましたら、その都度、ご質問してください。

以上で報告事項は終わります。続いて農地に関する議題に移ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。それでは土地に関する議題を読み上げます。

議案第44号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」

議案第45号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」

議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」

議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」

議案第48号「農用地配分計画（案）の意見聴取について」

議案第49号「非農地証明願について」

報告事項といたしまして、

報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」

報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」となっております。よろしくお願いたします

●会長（松岡繁君） それでは、議案第44号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします

●事務局次長（小西裕幸君） 失礼いたします。事前送付いたしました議案の1ページをお開きください。座って説明いたします。議案第44号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」です。案件は5件です。本日配付資料の位置図と一緒にご審議よろしくお願いたします。

1番、郡家町・・・面積22.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する耕作不便で低生産地の当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

2番、郡家町・・・合計面積2,474.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で水稻・麦を作付けする計画が提出されています。

3番、綾歌町岡田東・・・合計面積1,861.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜・果樹を作付けする計画が提出されています。

4番、飯山町真時・・・面積274.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人の要望により売買による所有権移転を行うものです。

申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

5番、飯山町東坂元・・・面積634.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模拡大を図る譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。

申請地で果樹を栽培する計画が提出されています。

以上5件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第3条第2項第1号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できるの見込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について同項第4号の農作業常時従事要件、及び第5号の耕作の用に供する陸地部30アールの下限面積要件、並びにだい7号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第3条第2項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、ご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に無いようですので、採決をいたします。議案第44号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」5件について、原案のとおり許可することにご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。ご異議ないようでありますので、議案第44号「農地法第3

条許可申請」5件につきましては、原案どおり、許可することに決定いたします。次に、議案第45号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 2ページをお開きください。議案第45号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」です。案件は2件です。

1番、土器町東六丁目・・・合計面積662.87㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地は昭和38年頃から宅地として利用し、物置を建築し、現在まで利用していましたが、今回、宅地として利用してきた当該地について、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、その無断転用の解消を図り、引き続き宅地として利用するものです。

申請地は、近隣商業地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

2番、飯山町上法軍寺・・・面積1,576㎡の内0.39㎡【議案読み上げ】

この案件は、申請地に営農型太陽光発電設備の建築整備を図るものです。申請地の・・・番は農用地区域内農地、・・・番は農用地区域外農地ですが、営農型太陽光発電パネルの支柱部分の、令和4年10月31日までの一時転用であり、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上2件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺のうちに係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただ今の説明に対し、ご質問等はございませんか。

（挙手する者あり）

●会長（松岡繁君） はい、どうぞ。

●農業委員（村山英臣君） 営農型太陽光発電ですが、間違いのない手続きになっているのでしょうか。今回は、一時転用ですが、20年間営農するという確約を取っているのですか。

●会長（松岡繁君） 事務局、お願いします。

●事務局長（長法秀樹君） ただいまのご質問ですが、今回、第4条申請ということで、基本的には所有者が耕作をするということでありまして、自分の農地を自分で耕作するというのは、当然といえば当然であろうかと思えます。したがって、営農計画はいただいておりますけれども、それに従いまして耕作をしていただきますし、何らかの事情があって、8割確保ができていない場合には、実績報告を基に指導してい

くと考えております。よろしく申し上げます。

●会長（松岡繁君） 作付けする作物は何なんですか。

●事務局長（長法秀樹君） 作付け予定につきましては、カボチャを作付けする計画が提出されています。

●会長（松岡繁君） 毎年、営農しているのかどうか、それから8割以上の収量を上げているかどうか、そういう報告書をいただきます。それができないという状況になりますと、3年間の一時転用ですからその時点で次の申請は受理できないということになると思います。関連して何か、ご質問がありましたら、お願いします。地区の推進委員さん、何かご意見ありましたら、お願いします。推進委員の方でお聞きしている情報がありましたら、お願いします。特に、無いようです。今、村山委員さんがおっしゃったような、そんな心配もありますが、3年間やってみてダメだったら、次は受理できないということで、無断転用ととなると思います。できると、申請書を出しているの、その辺も委員さんも推進委員さんも見守っていただけたらと思います。それでは、採決をいたします。議案第45号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」2件について許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第45号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」2件は、許可相当として委員会意見書添付のうえ県へ進達することといたします。次に、議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします

●事務局次長（小西裕幸君） 3ページをお開きください。議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」です。案件は10件です。

1番、今津町・・・面積422.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、第一種低層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

2番、山北町・・・面積895.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、資材置場の造成整備を図るものです。

申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

3番、柞原町・・・合計面積431.87㎡【議案読み上げ】この案家は、所有権移転を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番、城西町一丁目・・・面積393.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、非農家の自己住宅1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、第一種中高層住居専用地域の指定がなされ、第3種農地に区分されます。

5番、土器町西三丁目・・・合計面積512.18㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、駐車場の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

6番、土器町西四丁目・・・面積808.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、非農家の自己住宅1棟と駐車場の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

7番、飯山町東小川・・・合計面積332.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分家住宅1棟と車庫1棟の建築整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番、飯山町東小川・・・合計面積956.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転を行い、分譲住宅4棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番、飯山町西坂元・・・合計面積4,476.52㎡【議案読み上げ】

この案件は、賃借権の権利設定を行い、駐車場の造成整備を図るものです。

申請地は、農用地区域外農地です。第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番、飯山町西坂元・・・面積1,456㎡の内560.15㎡【議案読み上げ】

この案件は、9番で説明しました・・・駐車場の造成整備するにあたり、10トントラックが通行可能な道路を整備するため、賃借権の権利設定を行い、工事中道路の造成整備を図るものです。申請地は農用地区域外農地ですが、令和元年10月1日から令和2年3月31日までの6か月間の一時転用であり、転用できるものと考えます。

以上10件、申請があった案件につきましては、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であ

るかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから、問題は無いものと考えます。ご審議よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案の説明を終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問等はございませんか。

（挙手する者あり）

●会長（松岡繁君） はい、どうぞ。

●農業委員（西山敏彦君） 現地調査に行った時に、水路とかに、杭を打っていないところがありますので、我々農業委員が現地調査に行くまでに、杭の設置とか水路の幅の確認を十分にしておいてほしい。

●会長（松岡繁君） はい、事務局。

●事務局長（長法秀樹君） ただいま現地調査の際に、用地の境界杭とか区域を示す境界の杭が無くて、現地での確認が十分できないという案件が少なからずあるというご質問です。農転の審査自体につきましては、この境界確定というのは必須ではありません。当然に守るべきものであると思えますけれども、境界杭が無いために、審査できなくて、許可の判断ができないというものではありません。図面には境界の表示は当然にさせていただくのですが、農転自体につきましては、境界杭が必ず必要であるというわけではありません。ただ分筆する際は、当然その農転区域は確定しないといけないので、1つの農地を分筆する際には、境界杭の設置は必須ですので、それについては設置を求めているところです。事情があつてそのときに間に合わない場合もありますが、設置については必ず必要であるということは、申請者に指導しております。農転につきましては、こういう事情ですが、農地を転用する際には、ほぼ開発許可というものが必要になってまいります。1,000㎡以上についてですが、そちらについては境界確定が必要と聞いております。農転については、小規模な個人さんの自己住宅のようなものを、1,000㎡未満について境界をそこまでの負担を求めているということかと思いますが、大きいものにつきましては、必ずそれ以外の法律で境界確定を求めるということもありますので、その点につきましては、ご理解をいただきたいと思えます。あと、水路境界につきましては、地区によって、その幅を決める方法が少し違うようです。旧丸亀につきましては、今後地籍調査がある地域については、水路につきましては90センチメートル、農道につきましては1メートルというのを、基準として境界確定をしていくと聞いております。その幅につきましても、中心からの振り分けであるか、あるいは、反対側に構造物があり、また何かの事情でそちらから90センチメートルとか、とり方がいろいろある場合もありますし、また既に何らかの事情で境界確定をしている場合につきましては、60センチメートルなり70センチメートルなり、現況での境界確定済が水路幅になると聞いております。いずれ

にしても、そういった境界につきましては、それを超えての転用というのは本来あってはならないことですが、小規模な農転につきましてはそこまでの負担を申請者に求めているというのが現状ということでご理解ください。

●農業委員（宮武雅毅君） ちょっといいですか。現地調査に行ったときに、農道が確保されているかどうか、水路が確保されているかどうかを確認しています。水路があって、境界がどこか分からないと、指摘しているのに、そのフィードバックがないから、お聞きしているのです。

●事務局長（長法秀樹君） 今回、ご質問を受けているのは、5条申請の1番の案件であったかと思います。その中で水路区域がはっきりしないということが現地確認の担当者でお伺いしておりました。現地では、60センチメートルの境界の表示があり、これにつきましては、以前、境界画定を財務課が行っていたということで60センチメートルを境界として表示した上で、地元の水利組合などで管理道部分を確保して、実際の構造物を設置する、そういうふうなことに協議でなつたと聞いています。

●農業委員（宮武雅毅君） 現地調査で指摘した事に対し、フィードバックをしてほしい。私たち農業委員がなんのために現地調査に行っているのかわからない。

●事務局長（長法秀樹君） ただいま要望につきましては、それぞれの現地調査の際、ご質問いただいた案件につきましては、総会等の場でお答えをしていくということで、今後対応いたします。よろしく願いいたします。

●会長（松岡繁君） 今の要望につきましては、じゅうぶん事務局の方で対応していただきたいと思います。その他ありますか。はい、村山委員さん。

●農業委員（村山英臣君） 9番の案件ですが、借人・・・が賃借権を設定して、なぜ、ここに駐車場を造るのか・・・の隣接地だと思います。これは5条申請ですから、農業委員会の権限になります。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼いたします。ただいまの駐車造成地ですが、申請書によりますと、現在ある店舗を閉鎖した上で移転をすると聞いております。店舗の移転です。

●農業委員（村山英臣君） 今の店舗を解体して、こちらへ移転するのですね。

●事務局長（長法秀樹君） そうですね。現在ある・・・の北側に、現駐車場部分に店舗を設置したうえで、西側、今現在申請のあるところに、店舗で駐車場を多少なりとも、減少させますので減少分と新規の店舗に対応する駐車場を確保するというので、駐車場設置の農転申請が上がっているところです。

●農業委員（村山英臣君） 駐車場だけ先に申請しておいて、店舗が後だというのであれば、開発許可とか建築確認とか全体像を出してもらわないと、私は承認できません。

●事務局長（長法秀樹君） 当然店舗の移転となりますと、村山委員さんもされたとおり、店舗の経営方針

そういったものも当然求められるかと思えます。けれども、農業委員会として、これについて全ての計画がないから、許可するのは難しいというのも話として当然かなと思わない部分はなくはありませんが、・・・の駐車場を活用して、店舗移転ということで、・・・についても店舗運営については、了承した上での賃借権、当然、駐車場の利用についても・・・の方も了承をいただいております。この計画自体について、地権者隣接の・・・につきましても、了承されている、現在の店舗運営に支障がないと考えての申請と判断しておりますのでできましたら、今回の申請について、ご了承をいただけないかと考えております。

●会長（松岡繁君） どうでしょうか。

●農業委員（村山英臣君） この土地は、・・・を建築するときに、その広さでは不足するであろう、ということで、その一角を・・・不動産が買うとか買わないとか、がありもめていた。しかし、当時の農業委員会が許可してしまった。

●事務局長（長法秀樹君） 転用の目的は駐車場になっていますが、店舗区域の中の一部が店舗が幹線道路寄りに設置する関係上、その奥に駐車場が配置されたということで、場所によれば、店舗用地として申請されるべきかもしれないですけれども、用地の配置の関係上、ここで設置するものは駐車場であると表示になっています。利用区域としては、東側が併せ利用地、そして店舗用地、西側が駐車場用地という区分になる関係上、議案としては、転用目的が駐車場用地という表示となっています。この点については、手続上こういうふうにならざるを得ないということで併せ利用地の中に、既に農地でないところに店舗が設置されて、転用される部分が駐車場だということで、この表示となっています。

●会長（松岡繁君） いかがでしょうか。

●農業委員（村山英臣君） ……の責任者を呼びつけて、参考人質問をしなければならない。

●事務局長（長法秀樹君） 採決するには少し問題があると考えますので、この案件につきましては、保留したうえで、さらに、申請者なりに計画について、もう少し聞き取りをします。9番、10番の案件につきましては、保留いたします。

●会長（松岡繁君） それでは、今、村山委員からいろいろご意見・ご指摘もありまして、1か月いろいろ検討すると、ということで、9番、10番を除きまして、1番から8番までにつきまして採決をしたいと思えます。それでは議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」1番から8番までの各案件について、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議ないようでありますので、議案第46号「農地法第5条第1項の規定による許可申請」8件につきましては、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。

続きまして議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 5ページをお開きください。議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」です。議案第47号は、5ページから7ページにかけて記載しております。賃借権、使用貸借権など従来の集積計画です。申請件数12件、筆数28筆、面積27,288.00㎡の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を行うものです。詳細は表のとおりです。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。以上、ご審議よろしくお願いたします

●会長（松岡繁君） 議案の説明は終わりました。ただ今の説明に対しましてご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、議案第47号「農用地利用集積計画の決定について」12件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。次に議案第48号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 8ページをお開きください。議案第48号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」です。議案第48号は農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見聴取です。詳細は8ページに記載のとおりです。3筆の機構からの認定農業者への貸付であります。配分計画案としては、要件を満たしているものであり、問題は無いものと考えます。以上ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） ただ今の説明に対しご質問等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようですので、議案第48号「農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」は農業委員会として意義のない旨、回答いたします。続いて、議案第49号「非農地証明願について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

●事務局次長（小西裕幸君） 9ページをお開きください。議案第49号「非農地証明願について」です。案件は1件です。

1番、柞原町・・・面積74.00㎡【議案読み上げ】申請地は、農地法の施行前から物置が建てられており、引き続き非農地であります。

以上1件、「丸亀市非農地事務処理要領」における認定基準を満たしていることから、非農地として証明することに問題は無いと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

●会長（松岡繁君） ただいまの説明に対し、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

無いようですので、議案第49号「非農地証明願について」1件については原案どおり処理していくことにいたします。それでは報告事項に入ります。報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」は一括して事務局から報告をいたします。

●事務局次長（小西裕幸君） 10ページをお開きください。報告第17号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは農地を適正かつ効率的に利用するため、相続等で農地の権利移動があった際に届け出るものであります。報告は4件です。

1番、中津町・・・面積479.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和元年6月17日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

2番、中津町・・・合計面積454.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、令和元年6月17日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

3番、本島町泊・・・面積848.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年12月26日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

4番、飯山町東坂元・・・面積894.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、平成30年11月18日、相続により農地を取得したものです。委員会による斡旋等の希望はありません。

それでは11ページをお開きください。報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知確認について」です。報告は4件です。

1番、今津町・・・面積422.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていましたが、転用のため、賃貸人主導により、離作補償を支払い、合意解約するものです。

2番、塩屋町一丁目・・・895.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の設定がされていましたが、転用のため、賃貸人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

3番、飯山町川原・・・合計面積5,051.00㎡【議案読み上げ】

この案件は、農業経営基盤強化促進法による利用権設定に基づく賃借権の権利設定をしていたもので、賃借人の労働力不足のため、賃借人主導により、離作補償なく合意解約するものです。

4番、飯山町東坂元・・・面積153.00㎡【議案読み上げ】この案件は、残存小作の設定がされていたが、双方の合意により、離作補償なく合意解約するものです。

以上、報告第17号から18号を報告いたします。

●会長（松岡繁君） ただいまの報告事項につきまして、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 無いようです。それでは時間をいただきまして、農地パトロールを皆さんにしていたいただきましたが、農地の状況などにつきまして3人ほど簡単に報告していただきます。急で申し訳ありませんが、岡田の方は非常に水稻の作付が減っておるということですが、巡回しての状況などにつきまして、岡田の増田委員さん、お願いします。感想で結構です。

●農地利用最適化推進委員（増田澄君） 農地をずっと久米さんと調査しました。その反省は集落では・・・という集落が非常に農地が荒れている。それ以外のところではまだある程度、作付はしていなくても、農地の耕耘、耕して、ある程度管理されているという状態でありました。集落によって、きちんと農作物が作付けされているところと作付けされていないところの、その差が非常に大きいと感じました。いろいろ問題が出てました。新規の就農者に対する支援に対して、農家への補助事業ということもいろいろ文面では見られますが、実際にそういったものが伴っていないと、やはりそういった点で後継者がなかなか出てこない、私は考えました。やはり、そういった点を改善するように、これから努めていきたいと考えています。以上です。

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。それから飯山の東の方は山手の方があって非常に調査も難しかったんじゃないかと思いますが、飯山の鎌田さん、いかがでしょうか。

●農地利用最適化推進委員（鎌田光男君） 昨年に引き続いて、今年もずっと東坂元中山間地で特に、畑作が多い地区なんです。昨年よりは、今年休耕をされて放棄しておるような、畑地もありました。今、耕作している方がもう、今後後継者がなければ、ますます荒廃する畑地が増えてくるんじゃないかと思います。それが一番気がかりです。特に、荒廃しているところは、集団的に、いくつもの農地が固まって大きな塊になって山林化している土地が多くて、これを何とかしないといけないと思いました。いい方法はないかと考えますが、なかなか山の中で急傾斜地ですから、なかなか別の方をお願いして、耕作してもらうような土地ではありません。基盤整備ができないと、なかなか今後続けていけないような場所が非常に多いので、これ

が一番心配です。

●会長（松岡繁君） 調査も大変だったと思います。ありがとうございます。それから、町中の方で、城坤の田中さん、どうでしょうか。

●農地利用最適化推進委員（田中啓君） 現地に行くと、悪いところばかり見ます。あまり、いい気はしません。自分の地区は分かりますが、他の地区へ行くと分かりません。木が生えたりはしていないので、年に1回は草を刈っているようです。周りに住宅地が多いので、大変だと思います。農業を続けていきたいが、後継者である息子に、土地を手放したらと言われて、自信を失う人もいます。

●会長（松岡繁君） どうもありがとうございます。この5年、10年の間にそういうところが増えないかと思って心配しているところでございます。ぜひ遊休農地発生防止という大きな役割がございましたので引き続きよろしくお願いします。それでは以上、予定しておりました議事はすべて終わりました。事務局、他に何かございますか。

●事務局長（長法秀樹君） 失礼します。先ほど5条許可のなかで9番10番の案件について保留という形でご審議いただいたところですが、農業委員会議案として上程したものについて、取り扱いがそれでよかったかどうかを農業会議に確認しております。もしかしたら農業委員さんの中で裁決等がどうしても必要だということになりましたら時間が可能であれば、この場で再度の採決をお願いするかもしれませんし、場合によっては、後日、書面決議のような形をとらなければならないのか、形としては、再度のお聞き取りの上で保留として、来月上程させていただくのが一番きれいな形かなと思いますが、取り扱いがこれで正しいかどうかを農業会議に確認しておりますので、この件につきましては、もう少しお時間いただいて、確定した後には閉会させていただこうと思います。

事務連絡です。来月の現地調査について、ご連絡いたします。農地転用の現地調査ですが、9月5日が締切でありまして、本来であれば9日が現地調査の日でありますけれども、事情がありまして10日火曜日に現地調査をすることにしております。10日の火曜日ですので、委員さんには9日月曜日に連絡をいたします。10日は、予定を空けておいてください。よろしくお願いたします。冒頭で配付した資料の中で正誤表をつけておるということを活動記録簿と申し上げましたが、農業委員の業務必携です。差し込みをお願いいたします。次回の農業委員会委員は9月20日金曜日午前9時半から、この会場で行いますので、よろしくお願いたします。農地パトロールにつきましては、本日お持ちいただいている方については提出してください。まだ整理が終わってない方につきましては月末を目処に事務局に提出してください。もしくは、綾歌・飯山センターに提出してください。今しばらく、このまま待機してください。

すみません。先ほどの審議につきましては、農業委員さんだけ残っていただいたら結構です。推進委員さ

んにつきましては、以上で閉会ということで、お帰りいただいて結構です。ご苦労様でございました。先進地視察のアンケートの提出をお願いしていました。お持ちの方につきましては、お帰りの際、事務局にお渡しください。事務局で取りまとめしたうえ、9月の総会でご報告いたします。

お待たせして申し訳ありません。農業会議に確認したら、3通りの方法があうようです。1番目は挙手等で採決をする方法。これによって委員会として許可相当とするか、不許可相当とするかという採決をとる方法です。2番目は今の資料としては十分な協議、許可か不許可か判断するには少し説明が足りないので、保留とした上で、さらに聞き取りをして、来月の総会まで保留とする方法。3番目は役員、会長と副会長に委任してしまうその決議をこの場所ですするという3通りです。1番につきましては、許可相当、不許可相当とするに関しましては、現地調査された農業委員さんについては、いくらかの説明は現地でしているかと思うのですが、その他の委員さんにつきましては、判断する材料がないというのはそのとおりでろうと思えます。農業委員会として、その理由が必要となります。許可相当であればそのまま出すこともできるんですが、不許可となった場合、どの部分について、不許可と判断するのかということ意見を附して進達する必要があります。今、この場でどの部分が不足しているというのを、農業委員会として意見を附す必要があります。

1番でどちらかの採決をするというのは、農業委員会として許可相当で通すことにつきましては、それほど問題はありませぬ。仮に不許可となりますと、理由をきちんと附さないと、申請者に対して説明がつかませぬ。予断を与えるのはいけないことだと思います。2番についてはさらに内容を審査するために聞き取りをする。3番はほぼ同じ要件ですが、その聞き取りをしたうえで、会長、副会長に委任をする、その決議をこの場でします。3つの方法があるとの回答でした。事務局としては、十分な審議をするという意味で、できればこの場での採決というのは保留した上で、2番か3番のいずれかですたいと考えています。皆様の意見をお伺いします。基本的には、1か月、その議案審議にかけられる程度のものを再度、じゅうぶん精査した上で議案として上程します。

●農業委員（宮武雅毅君） いつまでに県へ進達するのですか。

●事務局長（長法秀樹君） この面積での議案ですので、農業会議の審議会にかける必要がありますので、月末の26日か27日ぐらいにあると思いますので、それまでには挙げないといけない。意見書を附して挙げておかないといけないということです。

●農業委員（宮武雅毅君） 今回こういう問題が起こっているが、今後また、こういう問題が起こる可能性があります。全員が現地調査をしているのだったらいいが、その地区の農業委員しか行っていません。他の委員だったら、調査結果が変わるかもしれない。そこを踏まえて、結論を出してほしい。

●会長（松岡繁君） 現地調査に行った委員がきちんと調査してくれている。その委員を信頼して、総会で

審議しています。

●会長（松岡繁君） 10分ほど、休憩にします。

●事務局長（長法秀樹君） 農業委員会を再開します。先ほど保留した2件の取り扱いについてご審議いただきます。まず、取り扱いについては採決、保留の2つの方法がありますが、どちらにするかということで、皆様のご意見をいただきます。

●会長（松岡繁君） それでは採決するか、それから保留して、不明なところをもう少し検討してから、提出し直すという保留にするか、その2つでいきたいと思います。保留ということによろしいでしょうか。

（挙手する者多数）

●会長（松岡繁君） 保留多数ということです。

●事務局長（長法秀樹君） それでは、さらに申請者にこちらの内容について聞き取りをしていくことと村山副会長さんがおっしゃった、それぞれの申請者を参考人として呼ぶのは難しいのかもしれませんが、何らかの形でその意見を聞く場を、事務局として考えたいと思います。いずれにいたしましても、今回は保留ということで、ご承認いただきまして、ありがとうございます。

●会長（松岡繁君） そういう取り扱いをしたいと思います。本日の農業委員会、これで閉会といたします。どうもありがとうございました。

（11時30分終了）